

令和7年1月1日時点で

工事中の盛土等は届出が必要です。 豊橋市

豊橋市では、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)に基づき、令和7年1月1日(水)【予定】に豊橋市全域を宅地造成等工事規制区域に指定し、規制を開始します。

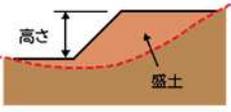
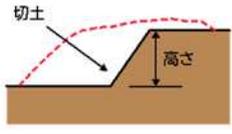
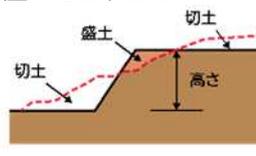
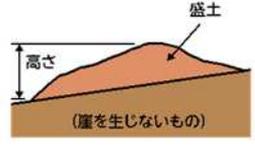
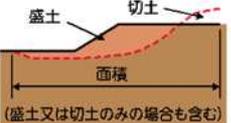
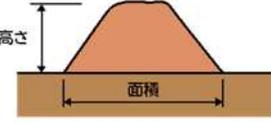
1 盛土規制法に基づく届出

盛土規制法第21条第1項の規定に基づき、規制区域内で、規制が開始される前に着手され、規制開始日以降に工事完了する一定規模以上の盛土、切土及び一時的な土石の堆積(盛土等)については、規制区域の指定があった日から21日以内に届出の提出が必要です。

届出提出期限

令和7年1月21日(火) まで

2 届出が必要な盛土等の規模

<p>①盛土で高さが1m超の崖※1を生ずるもの</p> 	<p>②切土で高さが2m超の崖※1を生ずるもの</p> 	<p>③盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖※1を生ずるもの</p> 	<p>④盛土で高さが2m超となるもの</p>  <p>(崖を生じないもの)</p>
<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの※2</p>  <p>(盛土又は切土のみの場合も含む)</p>	<p>⑥一時的な土石の体積において、</p> <ul style="list-style-type: none">・最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの・最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの※3  		

※1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものは除く)以外のものをいう。

※2 盛土または切土をする厚さが30cmを超えないものは除く。

※3 土石の堆積をする厚さが30cmを超えないものは除く。

3 届出の提出

届出については、所定の様式に必要書類を添付して豊橋市に正副2部提出してください。様式のダウンロード、添付書類及び書類の記載方法については、建築指導課ホームページをご覧ください。

4 区域指定日をまたぐ工事の対応

区域指定日	対応及び根拠条文
	盛土規制法の許可は <u>不要</u> 届出の提出は <u>必要</u> (法第21条)
	盛土規制法の許可が <u>必要</u> 、届出の提出は <u>不要</u>
	盛土規制法の許可は <u>不要</u> 届出の提出は <u>必要</u> (法第21条)
	盛土規制法の許可が <u>必要</u> 、届出の提出は <u>不要</u>

工事着手の時期によって必要な手続きが異なりますので、工事の期間が区域指定日付近となる工事については、お早めに建築指導課までご相談ください。

5 届出内容の公表

提出された届出の内容については、盛土規制法第21条第2項及び施行規則第54条の規定に基づき、以下の事項がホームページで公表されます。

- ・工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ・宅地造成等若しくは特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図
- ・工事の届出年月日、工事施行者の氏名又は名称、工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ・盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

6 よくある質問

- Q1 昔から継続して工事を行っています。届出は必要ですか？
A1 「2 届出が必要な盛土等の規模」に該当する工事は、届出が必要です。
- Q2 砂利採取法に基づく事業を実施しています。届出は必要ですか？
A2 届出は不要です。災害の発生する恐れがない事業として、政令第5条及び省令第8条で定められた工事は、届出を提出する必要はありません。
- Q3 指定日前に工事着手し、指定日前に造成工事が完了します。届出は必要ですか？
A3 指定日前に「2 届出が必要な盛土等の規模」に該当する工事が完了していれば、届出は不要です。
- Q4 指定日前に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可（開発許可）を受け、指定日以降に工事完了します。届出は必要ですか？
A4 指定日前に工事に着手している「2 届出が必要な盛土等の規模」に該当する工事は、届出が必要です。工事に着手していない場合は届出は不要ですが、盛土規制法の許可を受ける必要があります。
- Q5 指定日前に建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受け、指定日以降に工事完了します。届出は必要ですか？
A5 Q4の回答に同じです。

お問い合わせ先

豊橋市役所建設部建築指導課 開発審査グループ

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地(豊橋市役所 東館3階)

電話:0532-51-2585 URL: <https://www.city.toyohashi.lg.jp/57797.htm>